

東山霊園一般墓所から合葬墓へ改葬する場合

① 改葬許可申請書に必要事項を記入してください。

申請書の様式は市民課・各行政センター窓口または市ウェブサイトから取得できます。

② 東山霊園管理事務所で、合葬墓へ移したいお骨の埋葬・埋（収）蔵証明書をもらってください（証明書の様式は①の申請書とセットになっています）。

お骨1体につき、250円の証明書発行手数料がかかります（現金支払のみ）。

③ ②でもらった埋葬・埋（収）蔵証明書の写しとその他必要書類を添付して、環境政策課で東山霊園合葬墓の申し込みをしてください。
内容に問題がなければ2週間程度で合葬墓使用許可書を発行します。

複数体のお骨を改葬する場合は、合葬墓の申し込みをする前にお骨の量（壺または袋の数がいくつになるか）を必ず確認してください。

その他必要書類は『郡山市東山霊園合葬墓利用のしおり』で確認してください。

④ ①で記入した改葬許可申請書、②でもらった埋葬・埋（収）蔵証明書、③で取得した合葬墓使用許可書をセットにして、市民課またはお近くの行政センターに提出して改葬許可証を取得してください。

合葬墓使用料をクレジットカード等キャッシュレス決済でお支払いいただく場合は即日発行が可能です。

改葬許可証は原則として後日交付となります。

⑤ 東山霊園管理事務所に改葬許可証と合葬墓使用許可書を持参して、お骨の取り出しと合葬墓への納骨を行ってください。

納骨の際は事前に東山霊園管理事務所（TEL024-955-2107）へお電話での予約が必要です。

◇お問い合わせ 郡山市役所 環境政策課（TEL：024-924-2731）
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7
月～金（祝日を除く）（8時30分～17時15分）